

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	予防接種事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の14の項、126項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供ネットワークシステムを通じた利用特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報提供ネットワークシステムを通じた利用特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①本区に住民票を有する又は居住する、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 ②本区に住民票を有する又は居住する、墨田区長が行う任意の予防接種の対象者 ③他自治体の長より、定期予防接種の実施依頼を受けた者
その必要性	予防接種法等関連法令において、個人の接種記録を管理する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	①識別情報:対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報 (1) 予診票等を発送する際、正確な住所、連絡先が必要なため (2) 年齢要件によって異なる予防接種の対象を判断するため (3) 死亡転出等を把握し、発送物の送付有無を判断するため ③生活保護・社会福祉関係情報:自己負担金の判断のため ④健康・医療関係情報:接種情報を管理するため ⑤障害者福祉関係情報:高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹予防接種の対象要件に該当するか把握するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	保健衛生部保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (窓口課、税務課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	接種対象者の接種要件等を把握する必要があるため	
④使用の主体	使用部署	保健予防課、向島保健センター、本所保健センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①対象者抽出事務:対象者の年齢要件などから、該当する予防接種の種類及び対象者を抽出する。 ②予防接種管理事務:個人の予防接種の接種情報を入力する。 ③予防接種情報取込:予防接種の接種情報(パンチデータ)を取込する。 ④予防接種照会事務:住民からの問い合わせなど、接種別や全接種の履歴を照会し、回答する。 ⑤転入者処理:転入者があった場合、対象者の年齢要件、過去の接種歴などから該当する予防接種の予診票を印刷する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	
情報の突合	・4情報を確認して、対象となる予防接種内容を決める。【上記①】 ・4情報を確認して、接種済み対象者の情報とシステム上のその他内部番号と突合し、予防接種の接種有無を管理する。【上記②、③】 ・区民からの問い合わせ時、4情報や住民票関係情報と突合し、接種別や全接種の履歴を照会し、回答する。【上記④】 ・住民票関係情報と突合して、転入者の把握、対象者の年齢要件などから該当する予防接種の予診票を印刷する。【上記⑤】	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	健康情報システム運用管理業務	
①委託内容	健康情報システムの運用管理、バッチ処理、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本コンピュータ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、再委託の必要性、業務内容等を確認し、事前に委託先と書面による協議を行う。
	⑥再委託事項	システム運用管理業務の一部
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項
②提供先における用途	予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種の記録に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	①本区に住民票を有する又は居住する、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 ②本区に住民票を有する又は居住する、墨田区長が行う任意の予防接種の対象者 ③他自治体の長より、定期予防接種の実施依頼を受けた者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表153、154の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	①本区に住民票を有する又は居住する、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 ②他自治体の長より、予防接種の実施依頼を受けた者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
	<選択肢>

④提供する情報の対象となる本人の数	[]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜墨田区における措置＞

- ・生体認証により入退室管理を行っている室内に設置したサーバー内に保管
- ・サーバーへのアクセスは、生体認証、ID/パスワードによる2段階認証が必要
- ・申請書等の紙媒体は、施錠可能なキャビネットへ保管

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【予防接種】

整理番号/接種名称区分/期回数区分/予防枝番/年度/事業予定連番/接種日/実施時間/会場区分/会場区分その他接種種別区分/登録日/負担金区分/接種医療機関番号/接種医療機関番号その他/接種区分/Lot番号/接種量印刷区分/印刷日/発送日/接種補足区分/予診票再発行フラグ/予診票再発行枚数/予診票再発行日/依頼書印刷区分依頼書印刷日/証明書印刷区分/証明書印刷日/予診医医療機関番号/予診医医療機関番号その他/予診医番号接種医番号/予診医職員番号/予診医職員枝番/接種医職員番号/接種医職員枝番/ワクチンメーカー区分/支払対象外フラグ予診番号/警告内容/登録支所区分/抽出キー/印刷連番/抽出時居住区/請求年月/予診票番号/予診票無効フラグ通知連番/予診票年度/予診理由区分接種医療機関(その他)/予診医医療機関(その他)/任意負担区分/公害補償区分/特養区分/自己負担区分通知番号

【住民情報】

整理番号/氏名/カナ氏名/生年月日/性別/補記区分/外国人通称名カナ/外国人通称名/世帯番号/続柄/町名称/番地枝番/小枝番/郵便番号/集配局/住所/方書/行政区/取消区分/住民となった日/住民でなくなった日/最新異動区分最新異動日/最新異動届出日/住民異動区分/住民異動日/転入前住所/転入前方書/転出後住所/転出後方書

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	対象者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本情報システムにて入力した情報を、住民情報共通データベースシステム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報や必要な情報以外を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・健康情報システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐づけは行われなよう制限する。 ・健康情報システムには、保健所業務に関係のない情報は保有しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康情報システムの利用の際には、個別ID・パスワード及び静脈認証を必要としているため、ログイン権限のない者は健康情報システムを利用できない。

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを残して管理している。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
 - ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
 - ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
 - ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
 - ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
- ②ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下のことを定めている。 ・個人情報漏えいの防止及び秘密保持 ・再委託承諾のない再委託の禁止 ・個人情報の第三者への提供の禁止 ・個人情報の委託目的以外の使用の禁止 ・個人情報の適正な保管・廃棄・返還 ・個人情報の複写・複製の禁止 ・調査及び検査に応じる義務 ・事故発生時の報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになるため、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン及びログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。
--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	---

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><墨田区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の安全管理措置研修の実施、未受講者へのフォロー実施 ・係研修テキストによる転入・新任職員への研修の実施 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護・情報セキュリティ研修の実施 <p><健康情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項：健康情報システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	墨田区保健衛生部保健予防課感染症係 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 TEL:03-5608-6191
②請求方法	指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	墨田区保健衛生部保健予防課感染症係 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 TEL:03-5608-6191
②対応方法	問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年5月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	追記	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	事後	VRSを用いた、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防
令和4年6月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	追記	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付
令和4年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子(委託事項2及び同①委託内容共に同一の文章)	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子(委託事項2及び同①委託内容共に同一の文章)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付
令和4年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付
令和4年6月16日	II 特定個人情報ファイルの概要	接種回(1回目/2回目/3回目)	接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(4回目)の
令和4年6月16日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記	②他市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記	事前	接種記録照会の運用追加(一括
令和4年6月16日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付
令和4年6月16日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付
令和4年6月16日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、新型コロナウイルス感染症予防接	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付
令和4年6月16日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイル取扱	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付
令和4年6月16日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付
令和6年8月26日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録	事後	
令和6年8月26日	I 基本情報 4個人番号の利用	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを	削除	事後	
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要	、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	削除	事後	
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要	・当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行の	削除	事後	
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	削除	事後	
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要	委託事項2全体	削除	事後	
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要	提供先3	削除	事後	
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	削除	事後	
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添1)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>		
令和6年8月26日	IIIリスク対策 2. 特定の個人情報の入手	①~③及び(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)の項目	削除	事後	

令和6年8月26日	Ⅲリスク対策 2. 特定の個人情報の入手	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	削除	事後	
令和6年8月26日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	削除	事後	
令和6年8月26日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場	削除	事後	
令和6年8月26日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取	その他の措置の内容記載項目全て	削除	事後	
令和6年8月26日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報ファイルの提	[]提供・移転していない	[○]提供・移転していない	事後	
令和6年8月26日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	削除	事後	
令和6年8月26日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」	事後	法令改正に伴う条ずれ等の形式的な変更のため、「特定個
令和6年8月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークによ	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、	【情報照会】 ・番号法 第9条第1項 別表の14の項、126項	事後	法令改正に伴う条ずれ等の形式的な変更のため、「特定個
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	・番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、115の2の項	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表の25、26	事後	法令改正に伴う条ずれ等の形式的な変更のため、「特定個
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	・番号法第19条第8号 別表第二 16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表26	事後	法令改正に伴う条ずれ等の形式的な変更のため、「特定個
令和7年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	VRSの廃止に伴い記載変更
令和7年6月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	削除	事後	VRSの廃止に伴い記載変更
令和7年6月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	保健衛生部保健予防課	事後	組織改正に伴う記載変更

令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	○その他(旅券関係情報)	削除	事後	VRSの廃止に伴い記載変更
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	⑤障害者福祉関係情報:高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌予防接種の対象要件に該当するか把握するため ⑥旅券関係情報:新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付するため	⑤障害者福祉関係情報:高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、帯状疱疹予防接種の対象要件に該当するか把握するため	事後	予防接種の種類増及びVRSの廃止に伴い記載変更
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉保健部保健衛生担当保健予防課	保健衛生部保健予防課	事後	組織改正に伴う記載変更
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	削除	事後	VRSの廃止に伴い記載変更
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健予防課、向島保健センター、本所保健センター	保健予防課	事後	組織改正に伴う記載変更
令和7年6月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 利用者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	組織改正に伴う記載変更

令和7年6月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法</p>	<p>①対象者抽出事務:対象者の年齢要件などから、該当する予防接種の種類及び対象者を抽出する。</p> <p>②予防接種管理事務:個人の予防接種の接種情報を入力する。</p> <p>③予防接種情報取込:予防接種の接種情報(パンチデータ)を取込する。</p> <p>④予防接種照会事務:住民からの問い合わせなど、接種別や全接種の履歴を照会し、回答する。</p> <p>⑤転入者処理:転入者があった場合、対象者の年齢要件、過去の接種歴などから該当する予防接種の予診票を印刷する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>	<p>①対象者抽出事務:対象者の年齢要件などから、該当する予防接種の種類及び対象者を抽出する。</p> <p>②予防接種管理事務:個人の予防接種の接種情報を入力する。</p> <p>③予防接種情報取込:予防接種の接種情報(パンチデータ)を取込する。</p> <p>④予防接種照会事務:住民からの問い合わせなど、接種別や全接種の履歴を照会し、回答する。</p> <p>⑤転入者処理:転入者があった場合、対象者の年齢要件、過去の接種歴などから該当する予防接種の予診票を印刷する。</p>	事後	VRSの廃止に伴い記載変更
令和7年6月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>④再委託の有無</p>	再委託しない	再委託する		委託契約の変更に伴い記載変更
令和7年6月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>⑤再委託の許諾方法</p>	追記	再委託の必要がある場合は、再委託の必要性、業務内容等を確認し、事前に委託先と書面による協議を行う。	事後	委託契約の変更に伴い記載変更
令和7年6月27日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>⑥再委託事項</p>	追記	システム運用管理業務の一部	事後	委託契約の変更に伴い記載変更

<p>令和7年6月27日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p><墨田区における措置> ・生体認証により入退室管理を行っている室内に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、生体認証、IDパスワードによる2段階認証が必要 ・申請書等の紙媒体は、施錠可能なキャビネットへ保管</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p><墨田区における措置> ・生体認証により入退室管理を行っている室内に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスは、生体認証、IDパスワードによる2段階認証が必要 ・申請書等の紙媒体は、施錠可能なキャビネットへ保管</p>		<p>VRSの廃止に伴い記載変更</p>
<p>令和7年6月27日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	<p>削除</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの廃止に伴い記載変更</p>

<p>令和7年6月27日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>【予防接種】 整理番号/接種名称区分/期回数区分/予防枝番/年度/事業予定連番/接種日/実施時間/会場区分/会場区分その他接種種別区分/登録日/負担金区分/接種医療機関番号/接種医療機関番号その他/接種区分/Lot番号/接種量印刷区分/印刷日/発送日/接種補足区分/予診票再発行フラグ/予診票再発行枚数/予診票再発行日/依頼書印刷区分/依頼書印刷日/証明書印刷区分/証明書印刷日/予診医医療機関番号/予診医医療機関番号その他/予診医番号/接種医番号/予診医職員番号/予診医職員枝番/接種医職員番号/接種医職員枝番/ワクチンメーカー区分/支払対象外フラグ/予診番号/警告内容/登録支所区分/抽出キー/印刷連番/抽出時居住区/請求年月/予診票番号/予診票無効フラグ通知連番/予診票年度/予診理由区分/接種医療機関(その他)/予診医医療機関(その他)/任意負担区分/公害補償区分/特養区分/自己負担区分通知番号</p> <p>【住民情報】 整理番号/氏名/カナ氏名/生年月日/性別/補記区分/外国人通称名カナ/外国人通称名/世帯番号/続柄/町名称/番地枝番/小枝番/郵便番号/集配局/住所/方書/行政区/取消区分/住民となった日/住民でなくなった日/最新異動区分/最新異動日/最新異動届出日/住民異動区分/住民異動日/転入前住所/転入前方書/転出後住所/転出後方書</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号/宛名番号/自治体コード/接種券番号/属性情報(氏名、生年月日、性別)/接種状況(実施/未実施)/接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目)/7回目/接種日/ワクチンメーカー/ロット番号/ワクチン種類(※)/</p>	<p>【予防接種】 整理番号/接種名称区分/期回数区分/予防枝番/年度/事業予定連番/接種日/実施時間/会場区分/会場区分その他接種種別区分/登録日/負担金区分/接種医療機関番号/接種医療機関番号その他/接種区分/Lot番号/接種量印刷区分/印刷日/発送日/接種補足区分/予診票再発行フラグ/予診票再発行枚数/予診票再発行日/依頼書印刷区分/依頼書印刷日/証明書印刷区分/証明書印刷日/予診医医療機関番号/予診医医療機関番号その他/予診医番号/接種医番号/予診医職員番号/予診医職員枝番/接種医職員番号/接種医職員枝番/ワクチンメーカー区分/支払対象外フラグ/予診番号/警告内容/登録支所区分/抽出キー/印刷連番/抽出時居住区/請求年月/予診票番号/予診票無効フラグ通知連番/予診票年度/予診理由区分/接種医療機関(その他)/予診医医療機関(その他)/任意負担区分/公害補償区分/特養区分/自己負担区分通知番号</p> <p>【住民情報】 整理番号/氏名/カナ氏名/生年月日/性別/補記区分/外国人通称名カナ/外国人通称名/世帯番号/続柄/町名称/番地枝番/小枝番/郵便番号/集配局/住所/方書/行政区/取消区分/住民となった日/住民でなくなった日/最新異動区分/最新異動日/最新異動届出日/住民異動区分/住民異動日/転入前住所/転入前方書/転出後住所/転出後方書</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの廃止に伴い記載変更</p>
------------------	--	---	--	-----------	----------------------

<p>令和7年6月27日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容</p>	<p>対象者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本情報システムにて入力した情報を、住民情報共通データベースシステム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報や必要な情報以外を入手することはない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>対象者の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住民基本情報システムにて入力した情報を、住民情報共通データベースシステム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報や必要な情報以外を入手することはない。</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの廃止に伴い記載変更</p>
<p>令和7年6月27日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	<p>削除</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの廃止に伴い記載変更</p>

<p>令和7年6月27日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法</p>	<p>健康情報システムの利用の際には、個別ID・パスワード及び静脈認証を必要としているため、ログイン権限のない者は健康情報システムを利用できない。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>健康情報システムの利用の際には、個別ID・パスワード及び静脈認証を必要としているため、ログイン権限のない者は健康情報システムを利用できない。</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの廃止に伴い記載変更</p>
<p>令和7年6月27日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容</p>	<p>・端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセーバーが設定される。 ・端末PCのディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>・端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセーバーが設定される。 ・端末PCのディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの廃止に伴い記載変更</p>

<p>令和7年6月27日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置</p>	<p>アクセスログを残して管理している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p>アクセスログを残して管理している。</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの廃止に伴い記載変更</p>
------------------	---	---	--------------------------	-----------	----------------------

<p>令和7年6月27日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>ワクチン接種記録システムにおける措置 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため</p>	<p>削除</p>	<p>事後</p>	<p>VRSの廃止に伴い記載変更</p>
------------------	--	---	-----------	-----------	----------------------

令和7年6月27日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><墨田区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の安全管理措置研修の実施、未受講者へのフォロー実施 ・係研修テキストによる転入・新任職員への研修の実施 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護・情報セキュリティ研修の実施 <p><健康情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項:健康情報システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 	<p><墨田区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の安全管理措置研修の実施、未受講者へのフォロー実施 ・係研修テキストによる転入・新任職員への研修の実施 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護・情報セキュリティ研修の実施 <p><健康情報システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項:健康情報システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 	事後	VRSの廃止に伴い記載変更
令和7年6月27日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	削除	事後	VRSの廃止に伴い記載変更
令和7年6月27日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	墨田区福祉保健部保健衛生担当保健予防課感染症係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel:03-5608-6191	墨田区保健衛生部保健予防課感染症係 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 Tel:03-5608-6191	事後	組織改正に伴う記載変更
令和7年6月27日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	墨田区福祉保健部保健衛生担当保健予防課感染症係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel:03-5608-6191	墨田区保健衛生部保健予防課感染症係 〒130-8628 東京都墨田区横川五丁目7番4号 Tel:03-5608-6191	事後	組織改正に伴う記載変更

令和7年6月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の14の項、126項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の14の項、126項	事後	法令改正に伴う記載変更
令和7年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法 第9条第1項 別表の14の項、126項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第155条、第156条 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表の25、26、27、28、29、153、154 の項	(情報提供ネットワークシステムを通じた利用特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報提供ネットワークシステムを通じた利用特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項	事後	法令改正に伴う記載変更
令和7年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 別表25 第2条 別表25・26 第27条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項	事後	法令改正に伴う記載変更
令和7年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠~⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	提供先2 都道府県知事 ①法令上の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 表26 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第28条 ②提供先における用途 予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務 ③提供する情報 予防接種の記録に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ①本区に住民票を有する又は居住する、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 ②本区に住民票を有する又は居住する、墨田区長が行う任意の予防接種の対象者 ③他自治体の長より、定期予防接種の実施依頼を受けた者	提供先2 厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項 ②提供先における用途 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ③提供する情報 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ①本区に住民票を有する又は居住する、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 ②他自治体の長より、予防接種の実施依頼を受けた者	事後	法令改正に伴う記載変更及び 新型インフルエンザ等対策特別措置法に対応するように記載変更